

兵庫県大規模小売店舗立地法運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）が定める手続のほか、法の運用に関して必要な手続について定めるものとする。

(事前説明)

第2条 県は、法第5条第1項、第6条第2項又は法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出を行う設置者に対し、届出前に当該大規模小売店舗の所在地を管轄する県民局又は県民センター（以下「地方機関」という。）、道路管理者及び公安委員会並びに同所在地の属する市町（以下「市町」という。）等の関係機関（以下「関係機関」という。）に内容を説明することを求めるものとする。

(計画概要書の提出等)

第2条の2 県は、法第5条第1項、第6条第2項又は法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出を行う設置者に対し、要綱様式例第1を参考にして大規模小売店舗計画概要書（以下「計画概要書」という。）を作成し、3部提出することを求めるものとする。

2 計画概要書の提出先は、まちづくり部都市計画課（以下「本庁」という。）とする。

3 県は、当該大規模小売店舗の敷地境界から1キロメートルの範囲内に県内の他の市町の区域が含まれる場合（以下「県内広域案件」という。）は、前項の計画概要書提出分に加え、当該市町分を追加で求めるものとする。

(届出書等の提出等)

第3条 県は、設置者に対し、法第5条第1項、第6条第2項、第8条第7項、第9条第4項又は法附則第5条第1項の規定による届出書の写しを20部提出することを求めるものとする。

2 県は、設置者に対し、法第6条第1項の規定による届出書の写しを3部提出することを求めるものとする。

3 県は、設置者に対し、法第6条第5項又は第11条第3項の規定による届出書の写しを1部提出することを求めるものとする。

4 法第5条第1項、第6条第1項、第2項若しくは第5項、第8条第7項、第9条第4項、第11条第3項又は法附則第5条第1項の規定による届出書等の提出先は本庁とする。

5 県は、第3項及び法第9条第4項に規定する届出書の写しのうち1部を当該大規模小売店舗の所在地の属する市町あて送付するものとする。

6 県は、県内広域案件においては、第1項に規定する届出書の写しを当該市町あて1部送付するものとする。

7 県は、当該大規模小売店舗の敷地境界から1キロメートルの範囲内に県外の市町村の区域が含まれる場合は、第1項に規定する届出書の写しを、当該区域を所管する法の運用主体あて1部送付するものとする。

(届出の公告)

第4条 法第5条第3項（第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において

準用する場合を含む。以下同じ。)又は第6条第6項の規定による公告は、兵庫県公報に掲載することにより行うものとする。

(届出の縦覧)

第5条 県は、本庁及び地方機関において、法第5条第3項の規定による縦覧を行うものとする。

- 2 県は、縦覧に供している書類の写しの交付を、本庁及び地方機関において行うものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、縦覧に関して必要な事項は別に定める。

(軽微な変更)

第6条 県は、設置者が法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更該当するものとして届け出ようとする場合、設置者に対し、届出の際に理由を付してその旨を申し出ることを求めるものとする。

- 2 前項の申出は、本庁に要綱様式第1を提出して行うものとする。
- 3 県は、設置者に対し、前項に規定する申出の写しを3部提出することを求めるものとする。
- 4 県は、第1項の届出の内容について認否を行い、その認否に関わらず、理由を付して設置者に対し通知するものとする。
- 5 前項の通知は、要綱様式第2又は要綱様式第3を用いて行うものとする。
- 6 県は、第3項の規定により法第6条第4項ただし書の規定に該当すると認めた場合、第2項の要綱様式第1及び前項の要綱様式第2についても、本庁及び地方機関において、縦覧に供するものとする。

(説明会配付資料・事業計画説明書)

第7条 県は、法第7条第1項に規定する説明会を開催する者(以下「説明会開催者」という。)に対し、説明会において出席者に配付する資料を作成することを求めるものとする。なお、参考までに要綱様式例第2-1及び2-2を示す。

- 2 県は、説明会開催者に対し、前項の資料に説明会の公告方法に係る資料を加えて調整した事業計画説明書を説明会の開催公告を行う日の1週間前までに1部提出することを求めるものとする。
- 3 前項の事業計画説明書の提出先は、本庁とする。

(説明会の開催回数)

第8条 県は、法施行規則第11条第1項の規定に基づき、相当数の者が説明会に参加することが必要と認める場合には、説明会開催者に対し、説明会に参加しようとする者の参加機会の確保を図るため、平日の10時から17時までの時間帯に1回及びこれと異なる平日の19時から22時までの時間帯、土曜日、日曜日又は祝祭日のいずれかに1回開催することを求めるものとする。

- 2 県は、特に必要があると認める場合には、説明会開催者に対し、前項の開催に加えて1回開催することを求めるものとする。
- 3 県は、前2項の規定により説明会開催者に対して複数回の開催を指定する場合、理由を付してその旨を通知するものとする。
- 4 前項の通知は、要綱様式第4を用いて行うものとする。

(掲示による説明会等)

第9条 県は、設置者が法施行規則第11条第2項の規定に該当するものとして届け

- 出ようとする場合、設置者に対し、届出の際に理由を付してその旨を申し出ることとを求めるものとする。
- 2 前項の申出は、本庁に要綱様式第5を提出して行うものとする。
 - 3 県は、設置者に対し、前項に規定する申出の写しを3部提出することを求めるものとする。
 - 4 県は、第1項の届出の内容について認否を行い、その認否に関わらず、理由を付して設置者に対し通知するものとする。
 - 5 前項の通知は、要綱様式第6又は要綱様式第7を用いて行うものとする。
 - 6 県は、第3項の規定により法施行規則第11条第2項に該当すると認めた場合、第2項の要綱様式第5及び前項の要綱様式第6についても、本庁及び地方機関において、縦覧に供するものとする。
 - 7 県は、第3項の規定により法施行規則第11条第2項に該当すると認めた場合であつて、設置者が届出等の要旨を掲示しようとするときは、要綱様式例第3を参考にして行うよう求めるものとする。

(説明会の公告方法)

第10条 法施行規則第12条第3号の規定による県が適切と認める方法は、要綱様式例第4を参考にして当該店舗の立地する敷地内の見やすい場所に掲示することに加え、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うこととする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に、説明会の開催を案内するちらしを折り込むこと。
 - (2) 説明会の開催を案内するちらしを戸別に配付すること。
 - (3) 近隣自治会の掲示板に掲示すること。
 - (4) 近隣自治会に回覧すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか県が適切と認める方法。
- 2 県は、説明会開催者が前項第1号から第4号までの方法により行うこととした場合には、周辺の地域の状況を勘案して対象となる区域を定めるよう求めるものとする。

(説明会を開催することができないと認める場合)

第11条 県は、説明会開催者が法第7条第2項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、説明会開催者に対し、その理由及び説明会に代えて届出等の内容を周知する方法を付してその旨を本庁あて申し出るよう求めるものとする。

- 2 前項の規定による申出は、要綱様式第8を用いて行うものとする。
- 3 県は、説明会開催者に対し、前項の申出の内容が法施行規則第13条第1項に該当すると認めるときは、その理由を付して通知し、認めないときは、その理由及び説明会開催者がとるべき対応を付して通知するものとする。
- 4 前項の通知は、要綱様式第9又は要綱様式第10を用いて行うものとする。
- 5 前条第1項の規定は、法施行規則第13条第2項第3号の規定による県が適切と認める方法について準用する。この場合において、「要綱様式例第4」とあるのは、「要綱様式例第5」と読み替えるものとする。

(説明会開催報告書の提出)

第12条 県は、説明会開催者に対し、最終の説明会を開催した日から1週間以内に要綱様式例第6を参考にして説明会開催報告書を作成の上、1部提出することを

求めるものとする。

- 2 前項の説明会開催報告書の提出先は、本庁とする。

(意見書の提出等)

第13条 法第8条第2項の規定により意見を述べる者は、要綱様式例第7を参考にして意見書を作成し、本庁に対し、持参、郵送又は県が適切と認める方法により提出するものとする。

- 2 第4条の規定は、法第8条第3項の規定による公告について準用する。
- 3 第5条の規定は、法第8条第3項の規定による縦覧について準用する。

(県の意見等)

第14条 県は、法第8条第4項の規定により県の意見を述べ、又は意見を有しない旨を通知しようとするときは、まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会の意見を聴くものとする。この場合において、県は必要に応じて兵庫県大規模小売店舗立地法連絡会議において、あらかじめ協議するものとする。

- 2 県は、設置者に対し、前項の意見を述べる場合にはその内容を要綱様式第11を用いて通知するものとし、意見を有しない場合にはその旨を要綱様式第12を用いて通知するものとする。
- 3 第4条の規定は、法第8条第6項の規定による公告について準用する。
- 4 第5条の規定は、法第8条第6項の規定による縦覧について準用する。

(届出を変更しない旨の通知)

第15条 設置者は、法第8条第4項の規定により意見が述べられた場合において届出事項を変更しないときは、本庁に対し、法第8条第7項の規定に基づき、理由を付してその旨を通知するものとする。

- 2 前項の通知は、要綱様式第13を用いて行うものとする。

(勧告等)

第16条 第14条第1項の規定は、法第9条第1項の規定による勧告について準用する。

- 2 県は、前項の勧告をするときは、設置者に対し、理由を付してその内容を通知するものとする。
- 3 前項の通知は、要綱様式第14を用いて行うものとする。
- 4 第4条の規定は、法第9条第3項の規定による公告について準用する。

(勧告を行わない旨の通知)

第17条 県は、法第9条第1項の規定による勧告を行わないときは、設置者に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 前項の通知は、要綱様式第15を用いて行うものとする。

(勧告を適正に反映している旨の通知)

第18条 県は、法第9条第4項の規定による届出の内容が勧告を適正に反映していると認めるときは、設置者に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 前項の通知は、要綱様式第16を用いて行うものとする。

(公表)

第19条 県は、法第9条第7項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ

め設置者の意見を聴取するものとする。ただし、当該設置者が正当な理由がなく意見聴取に応じなかったとき又は当該設置者の所在が不明なときはこの限りでない。

2 第14条第1項の規定は、前項の公表について準用する。

(公表の方法)

第20条 法第9条第7項の規定による公表は、兵庫県公報への掲載、記者発表その他の県が適切と認める方法により行うものとする。

2 県は、公表を行った場合、設置者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

3 前項の通知は、要綱様式第17を用いて行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。